

太陽光発電や**V2H**を導入している滋賀県民（個人）の皆様
（または導入を検討している）



滋賀県では環境に優しい車がお得に購入できます!!

滋賀県では、運輸部門の温室効果ガス排出量を削減しCO₂ネットゼロ社会づくりの推進を図るため、再生可能エネルギー（太陽光発電）由来のCO₂フリー電力の使用を前提とし、次世代自動車「電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）または燃料電池自動車（FCV）」の新車購入に対して補助をします。

※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の「電気自動車（EV）」、「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」または「燃料電池自動車（FCV）」の区分の対象車両になっていること。ただし、V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両に限る。

※超小型モビリティ、ミニカーおよび側車付二輪自動車・原動機付自転車は対象外。

令和7年度滋賀県次世代自動車 普及促進事業補助金

補助金の概要

補助対象車両・補助金額 リース車も対象です！

電気自動車（EV） プラグインハイブリッド（PHV）	10万円
燃料電池自動車（FCV）	20万円

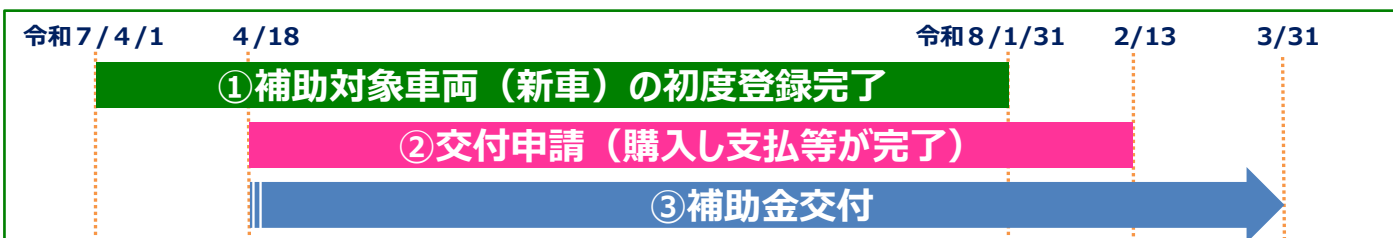
※国等の補助金との併用も可能です。

補助対象者

滋賀県内に居住されている個人

※ 補助を受けるための要件等については、ホームページに掲載している申請の手引をご確認ください。

補助事業の流れ



申請書提出先・お問い合わせ先

▶公益財団法人 淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 淡海環境プラザ内
TEL：077-569-5301
補助制度の詳細、申請様式は淡海環境保全財団HPに掲載しています。
<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r07jisedai/>



補助金申請の流れ・要件

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の新車購入・初度登録完了

申請者

① 交付申請書の提出

※ 令和8年2月13日（金）17：15（財団終業時間）までに申請書を提出してください。

（公財）淡海環境保全財団

受付・審査

② 交付決定（交付決定通知の発送）

交付決定通知の受取

③ 補助金の支払

口座への入金

① 以下の車両が対象となります。

- ・ 令和7年4月1日以降令和8年1月31日以前に初度登録が完了した新車（中古車、新古車は対象外）
- ・ 県内の販売店で購入またはリースしていること、ただし県内の販売店で購入もしくはリースに係る手続きを行い、県外の本社等と契約を締結する場合は、購入代金相当額が同店に還元されることが必要
- ・ （一社）次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の「電気自動車（EV）」、「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」または「燃料電池自動車（FCV）」の区分の対象車両（V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両に限る）

※ 超小型モビリティ、ミニカーおよび側車付二輪自動車・原動機付自転車は対象外

※ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の場合

太陽光発電システムおよびV2Hを併せて導入するか既に導入している

※ 燃料電池自動車（FCV）の場合

V2Hを併せて導入するか既に導入している

② 申請書類の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、交付決定通知を発送します。

③ 交付決定通知発送後、申請者が指定した口座に補助金が入金されます。